

個人市民税の均等割税率の引上げ分について

平成 23 年度から平成 27 年度に実施した防災・減災事業の財源を確保するため、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に限り、個人市民税の均等割の標準税率に 500 円を加算しています。

令和 5 年度の引上げによる増収分は 6,963 万円となっています。この増収分は平成 23 年度から平成 27 年度に実施した小・中学校及び文化センターの耐震改修・改築事業や消防ポンプ車の購入、多目的防火貯水槽の設置などの防災・減災事業に対し、借入れを行った市債の償還額、3 億 8,693 万 6 千円の財源としています。

森林環境譲与税について

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境譲与税が創設されました。

令和 5 年度の森林環境譲与税 27,488 千円は、学校建設工事の木材利用分に充てるために学校施設改築基金に積み立てました。

地方消費税交付金の引上げ分について

消費税は、従来の 5% のうち地方消費税として 0.5% が市町村に交付されていましたが、国と地方における社会保障の充実と安定化を図るため、税率が平成 26 年 4 月から 8% に、令和元年 10 月から 10% に引き上げられたことに伴って市町村分は 1.1% となり、0.6% が従来分に加えて交付されています。

令和 5 年度の地方消費税交付金は 63 億 5,335 万 3 千円で、このうち、消費税率引上げ分による増収分は、38 億 341 万 6 千円となっています。この消費税率引上げによる増収分は、社会保障 4 経費その他社会保障施策（社会福祉・社会保険・保健衛生）に要する経費、500 億 9,464 万 5 千円に係る一般財源の一部として活用しています。

(単位：千円)

事業名		事業費	特定財源			一般財源	
			国庫支出金	都支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	9,075,577	3,596,900	2,538,493	0	504,054	2,436,130
	高齢者福祉事業	205,396	0	1,011	3,142	34,500	166,743
	生活保護扶助事業	9,527,877	6,808,911	278,428	0	418,397	2,022,141
	児童福祉事業	18,083,204	5,994,026	5,435,344	405,725	1,071,153	5,176,956
	母子福祉事業	1,259,405	254,867	532,499	0	80,925	391,114
	小計	38,151,459	16,654,704	8,785,775	408,867	2,109,029	10,193,084
社会保険	国民健康保険	4,194,789	151,433	381,688	0	627,743	3,033,925
	後期高齢者医療	2,605,300	0	356,161	0	385,584	1,863,555
	介護保険	2,749,516	121,894	60,947	0	440,022	2,126,653
	小計	9,549,605	273,327	798,796	0	1,453,349	7,024,133
保健衛生	疾病予防対策事業	2,311,466	741,397	219,640	15,041	228,934	1,106,454
	医療提供体制確保事業	82,115	0	11,512	0	12,104	58,499
	小計	2,393,581	741,397	231,152	15,041	241,038	1,164,953
合計		50,094,645	17,669,428	9,815,723	423,908	3,803,416	18,382,170